

# 地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス

## リハビリコミュニティリラク運営規程

### (事業の目的)

第1条 リハビリコミュニティリラクが行う地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者もしくは要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、移動動作やトイレ動作・摂食動作等の日常生活上必要な介護及能訓練を行う。

2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 業者の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、諫早市、地域の保健所・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一 名称 リハビリコミュニティリラク

二 所在地 長崎県諫早市馬渡町7番地6

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、指定介護通所介護の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、介護予防通所介護計画書に基づき利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

三 介護職員 2名以上

介護職員は、移動介助等の日常生活上必要な介護、適切な機能訓練及び援助を行う。

四 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の向上及び減退を防止するための訓練を行う。

五 看護職員 1名(非常勤・他事業所と兼務)

看護職員は、利用者の健康管理や主治医との連携など看護業務その他の指定介護予防通所介護の提供にあたる。

必要に応じて訪問看護ステーションと連携する。

(営業日及び営業時間)

第5条事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、月曜日から金曜日まで(平日の祝日は営業)とする。ただし、12月30日～1月3日、8月14日～8月15日は休日とする。
- 二 営業時間午前8時30分から午後5時までとする。

(地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービス事業の定員)

第6条利用定員は、単位毎に15人とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービス事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定介護事業所介護に係る地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービス費用基準額から地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービス事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 一 生活指導、相談援助
- 二 健康チェック

### 三 機能訓練

### 四 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

### (通常の事業の実施地域)

第8条事業の実施地域は、諫早市の次の町にする。

青葉台、旭町、泉町、上野町、宇都町、永昌東町、永昌町、栄田町、大さこ町、小川町、小船越町、大字貝津小船越名貝津ヶ丘、貝津町、金谷町、上大渡野町、上町、川床町、久山台、久山町、栗面町、厚生町、小ヶ倉町、幸町、栄町、白岩町、城見町、新道町、高城町、立石町、津久葉町、津水町、天満町、堂崎町、仲沖町、中尾町、西栄田町、西小路町、西郷町、野中町、土師野尾町、八天町、原口町、東小路町、東本町、日の出町、平山町、船越町、堀の内町、本町、本明町、大字真崎本村名、真崎町、馬渡町、本野町、八坂町、山川町、若葉町、鷺崎町、破籠井町とする。

### (サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

### (緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスを行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師の連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

- 第 1 1 条 事業者は、非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(人権擁護、虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 1 2 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し手行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
  - 二 虐待防止のための指針の整備
  - 三 虐待を防止するための定期的（年 1 回以上）な研修の実施
  - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(ハラスメント対策の強化)

- 第 1 3 条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスの提供を確保する観点より、職場においておこなわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をこうじるものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第 1 4 条 事業所は、指定地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及

び時間、その際の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれからの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そ

の他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社リハビリの樹とリハビリコミュニティリラクの管理者との協議において定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

### 変更

平成27年8月1日

平成29年9月15日

令和3年4月1日

令和3年10月1日

令和5年4月1日

令和6年4月1日

令和7年3月15日